

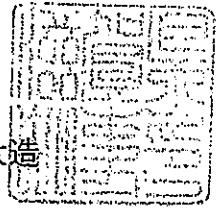
資料 1

滋水第934号

令和4年(2022年)11月18日

琵琶湖海区漁業調整委員会
会長 谷口 孝男 様

滋賀県知事 三日月 大造



知事許可漁業の制限措置および許可等の申請期間について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号)第4条第1項第4号に規定する小型定置網漁業(川えり漁業)の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を定めるにあたり貴委員会の意見を問います。

小型定置網漁業（川えり漁業）の制限措置および申請期間について

- 小型定置網漁業（川えり漁業）の許可の有効期間は、令和4年12月31日をもって期限を迎える。
- 当該漁業は古くから当漁場にて操業されている漁業であり、直近の操業実績からふな類等が漁獲されているなど、今後も十分な生産性が見込まれることから、新たな制限措置と申請期間を定めて許可することとしたい。

（1）制限措置

川えり漁業の制限措置は、令和2年11月の滋賀県告示第476号と同じ内容とする。

現在川えりの許可を受けている漁業協同組合が1者のみであるため、許可または起業の認可をすべき船舶の数、または漁業者の数は引き続き1者とする。

漁業種類	許可または起業の認可をすべき船舶等の数または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
小型定置網漁業 （川えり漁業）	1者	—	—	米原市世継字寺川地先主要 地方道大津能登川長浜線の 寺川橋から上流 60 メートル までの通称寺川	周年	許可を受けようとする 区域で現に小型定置網 漁業の許可を受けてい る漁業協同組合または 漁業生産組合であるこ と。

（2）申請期間

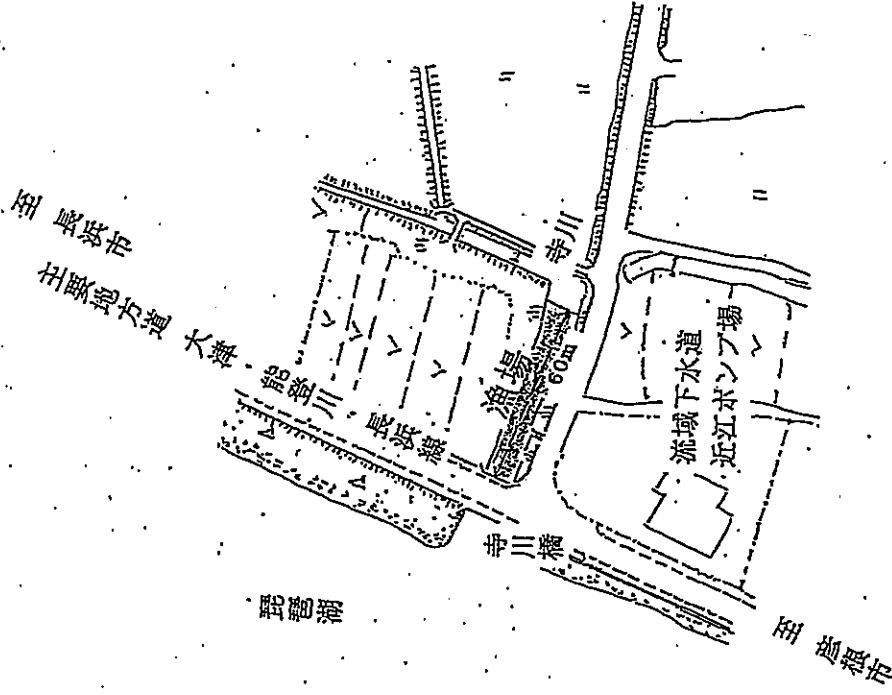
川えり漁業の許可の申請期間は、令和4年11月25日から令和4年12月25日までとする。

許可漁業漁場図 S=1:2,500

許可番号 小型定置網第1号

漁場の位置 米原市世継地先

漁場の区域 米原市世継字寺川地先主要地方道
大津船登川長浜線の寺川橋から上流60
メートルまでの通称寺川



令和元年12月19日許可



滋賀県告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第 103 号）第 4 条第 1 項第 4 号に規定する小型定置網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和 4 年 11 月 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	許可または起業の認可をすべき船舶等の数または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
小型定置網漁業（川えり漁業）	1 者	—	—	米原市世継字寺川地先主要地方道大津能登川長浜線の寺川橋から上流 60 メートルまでの通称寺川	周年	許可を受けようとする区域で現に小型定置網漁業の許可を受けている漁業協同組合または漁業生産組合であること。

2 申請期間 令和 4 年 11 月 25 日から令和 4 年 12 月 25 日まで